

令和7年度 横浜市民間保育所等 内装等リフォーム事業
(既存施設の定員増改修費補助事業)

募 集 要 項

—先行募集—

募集期間

令和6年12月2日(月)～12月27日(金)

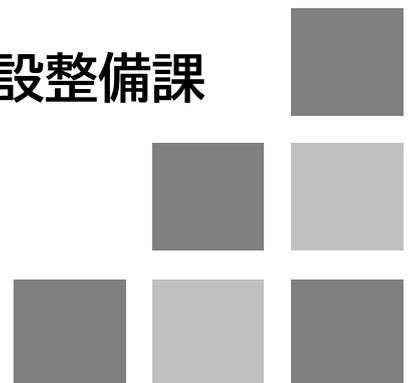
本事業は、補助金の財源に国庫補助金※を活用しています。

※自己所有物件の場合…就学前教育・保育施設整備交付金

賃貸借物件の場合…保育対策総合支援事業費補助金

国庫補助金の協議・申請の結果、補助対象事業とならない場合や補助金の一部のみ国庫補助金の対象となる場合があるため、補助事業に応募する事業者は、この点についてあらかじめ了承のうえ、当該事業への申請をお願いします

横浜市こども青少年局こども施設整備課



目次

1	事業概要.....	2
2	補助概要.....	4
3	改修等にあたっての諸条件.....	6
4	スケジュール.....	8
5	申請方法.....	9

【停止条件】

本事業に関する補助金は、令和7年度の保育所等整備事業に関する予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。当該予算の可決を停止条件としています。

【昨年度募集からの主な変更点】

■募集期間及び事業スケジュールについて

令和6年度事業の募集時に、国庫補助金が予算の上限に達したため募集の中止を余儀なくされたことから、令和7年度事業は国庫補助金の初回協議に間に合うスケジュールで募集を行います。

なお、令和7年1月以降の募集については、国庫補助金の内示状況等をふまえて実施を検討します。

1 事業概要

(1) 事業概要

横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱及び横浜市認定こども園内装整備費補助金交付要綱に基づき、待機児童対策を目的として認可定員増を行った場合、既存保育所及び幼保連携型認定こども園の増床・増築・改修に必要な経費の一部を横浜市が補助します。

(2) 対象事業

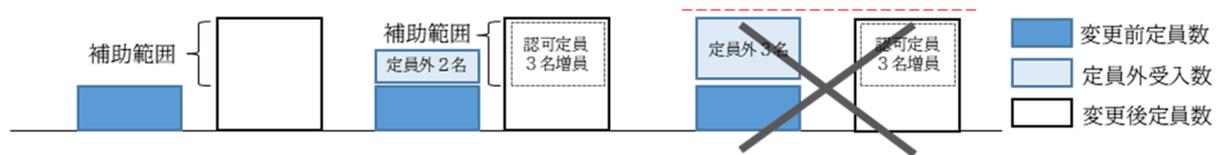
下記条件をすべて満たす事業を対象とします。

ア 3人以上の2・3号の認可定員増が図れること。

定員増とは、改修・増床・増築を行うことによって増える定員のことであり、**定員外受入れを超える定員増が必要となります。**(詳細はお問い合わせください)

※令和6年4月1日時点の状況をもとに判断します。

イ 総事業費が税込み500万円以上であること。大型遊具は補助対象外です。



ウ 令和5年度以降に本市からの補助金を受けて保育所の建設工事や内装工事を行った施設は対象外です(増築を除く)。

また、平成28年度以降に、本市からの補助金を受けて保育所の建設工事を行った施設で、躯体の一部取り壊しが発生する改修等を行う場合は対象外です(増築を除く)。

本事業の実施と同じ年度に「横浜市待機児童解消促進事業補助金」において1,2歳児の定員増に係る補助金への申請はできません。

エ 児童福祉法第35条第5項及び認定こども園法第17条第2項における欠格事由を有しないこと。(例:不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。)

※ 補助対象となるか不明な場合は、予めお問い合わせください。

(3) 対象となる内装整備

工事

改修: 既存保育室の手洗い設備の増設ほか内装等を改修する工事

増床: 保育室以外の部屋を保育室として内装等を改修する工事

増築: 既存施設の敷地内に新たに建築物を新設し、内装部分を改修する工事

【工事の具体例】

床、壁紙等の貼り替え / 間仕切りの変更、扉の交換

手洗い、トイレの増設等 / 空調等の設備の交換・増設

(4) 対象地域

ア 3人から10人程度の定員増の場合

原則として、整備が必要な地域に該当している必要があります。

ただし、下記の条件をすべて満たす場合には申請が可能です。

- ・整備地域に一定の保育ニーズがあること
 - ・当該区の子ども家庭支援課及び子ども青少年局子ども施設整備課との調整を終えていること
- ※詳しくは、各区子ども家庭支援課にご相談ください。

イ 20人以上の定員増の場合

- ・保育所の整備が必要な地域に該当していること

※保育所の整備が必要な地域

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/eibichiiki.html>

※ 定員増の考え方

1・2歳児を含む定員増が原則になります。※1歳児の定員増は必須です。

(5) 採択予定件数

予算の範囲内で採択します。

2 補助概要 ※補助対象となる定員及び増員とは2・3号認定に限ります。

(1) 補助対象経費

施設整備費(改修費、増築費)、工事監理費、備品費、休憩室等の備品費

※賃貸借建築物のエレベーター設置費、用地費、植栽、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は**対象外**

※備品は1品 5,000 円以上のものとし、1人あたり実行備品単価(実行備品単価が 32,000 円を超える場合は 32,000 円とする。)に増加する定員数を乗じて得た額を補助対象限度額とする。

※休憩室等の整備に必要な備品購入費の補助対象限度額は 30 万円以内とする。

※休憩室等及び一時保育に係る費用について、認定こども園は**対象外**とする。(横浜市保育士環境改善事業補助金等をご活用ください。)

(2) 改修費等の補助金額

補助金額は、補助対象とする工事費等の実行額と、下記の補助基準額の合計とを比較し低い方に補助率3/4を乗じて得た額とします(千円未満は切り捨て)。

ア		補助基準額		
ア	既存施設の改修等	6,880 万円×(増員数/50 人)※保育所		
		6,000 万円×(増員数/50 人)※認定こども園		
イ	休憩室等設置加算(※1) 下記(ア)、(イ)を満たすこと			
	(ア)右記の定員数に応じた面積を満たすこと	増加後の定員数	休憩室等基準面積	補助基準額
		90 人以上	24 ㎡以上	
		50 人以上 89 人以下	18 ㎡以上	
		36 人以上 49 人以下	14 ㎡以上	
20 人以上 35 人以下	10 ㎡以上	100 万円		
(イ)改修前後で休憩室等の面積が6㎡以上拡大されていること				
ウ	一時保育加算(※2)			
	面積	補助基準額		
	30 ㎡以上	300 万円		
	19.8 ㎡以上 30 ㎡未満	300 万円 - {10 万円×(30 - 実面積(㎡))}		
補助基準額の上限		上記ア～ウの補助基準額の合計		
補助率		3/4		

※1 保育者のための休憩室・更衣室や、職員同士のコミュニケーションを図る場及び職員面談等を行う場としての機能を有する居室を、基準面積以上整備した場合に加算します。

ただし、既に基準面積以上の休憩室等を確保している場合は加算対象外とします。

なお、認定こども園は対象外です。

※2 一時保育専用の部屋(一時保育室)を新規で設置した場合に加算する。加算を受ける場合は、職員体制を確保したうえで、定員増した年の 12 月までに一時保育事業を実施すること。ただし、19.8 ㎡未満は加算対象外とする。また、定員増をせず加算のみの補助は不可とする。

なお、認定こども園は対象外です。

【補助金額の算出例1】

整備計画：工事費等の**実行額 2,000 万円**、

50 人定員から 10 人定員増、休憩室を基準面積(18 ㎡)で新設整備する場合

補助基準額の合計：(1)6,880 万×(10 人/50 人)+(2)100 万=1,476 万円

補助金額：1476 万(<2000 万のため)×3/4=1,107,000 円

【補助金額の算出例2】

整備計画:工事費等の**実行額 1,200 万円**、
50 人定員から 10 人定員増、
既存休憩室を6㎡以上拡大し基準面積(18 ㎡)を満たすように整備する場合
補助基準額の合計:(1)6,880 万×(10 人/50 人)+(2)100 万=1,476 万円
補助金額:1,200 万(<1,476 万のため)×3/4=9,000,000 円

(3) 整備期間中の賃借料補助について

増築のため、新たに賃借料が発生する場合に限ります。※認定こども園は対象外です。

補助金額は、補助対象とする月額賃借料と、下記の補助基準額とを比較し低い方に補助率1/2を乗じて得た額とします。(千円未満は切り捨て。)

	補助基準額	補助率
月額賃借料	100 万円	1/2

※ 補助対象事業における既存の建築物の改修等工事の契約締結後、工事着工の日から定員増分の児童受入日の前日までの賃借料は、補助対象経費とします。

※ 期間中1か月未満の月の賃借料については、その月の実日数にて日割計算します。

※ ただし、貸主が法人の役員(法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。)、寄付者等特別の関係のある者である場合には、補助の対象となりません(開所後についても同様となります)。

【補助金額の算出例】

整備計画:月額賃借料が 120 万円、12 月 22 日工事着工、
翌年4月 1 日より定員増分の児童受入れ開始の場合
補助金額:基準額 100 万円(100 万円<120 万円のため)×(3か月+10/31 日間分)
=3,322,580 円×1/2
=1,661,000 円(千円未満切り捨て)

(4) その他

ア 本事業は、補助金の財源に国庫補助金※を活用しています。

※自己所有物件の場合…就学前教育・保育施設整備交付金

賃借物件の場合…保育対策総合支援事業費補助金

国庫補助金の協議・申請の結果、補助対象事業とならない場合や補助金の一部のみ国庫補助金の対象となる場合があるため、補助事業に応募する事業者は、この点についてあらかじめ承のうえ、当該事業への申請をお願いします

イ 本事業1園につき1申請に限ります。

ウ 交付申請時より実際の補助対象経費が高くなった場合は、交付決定額が上限額となります。実際の補助対象経費が高くなった分については、事業者負担となります。

エ 交付申請時より実際の補助対象経費が安くなった場合は、実際に要した補助対象経費に基づき額を算定して、交付額を確定します。なお、交付決定後でも、補助対象経費が 500 万円未満となった場合は補助の対象外となります。

オ 自己所有の場合は減価償却費加算の適用外となる可能性がございます。予めご注意ください。

カ 虚偽の申請や不正があった場合には、決定を取消し、補助金を返還していただくことがあります。

キ 補助対象となる関係書類は情報公開の対象となります。

ク 整備する施設に根抵当権が設定されている場合は、本補助の対象外となりますのでご注意ください。

3 改修等にあたっての諸条件

(1) 改修計画及び仕様について

- ア 改修計画の検討にあたっては、できる限り再生可能エネルギーの活用や省エネ機器の導入等、環境に配慮した施設計画とするようお願いします。
- イ 運営をしながらの改修工事を実施する場合、園児に配慮した計画とし、保護者等の関係者にも丁寧に説明してください。
- ウ 工事による近隣への影響が見込まれる場合、近隣に十分配慮した計画とし、法人の責任において近隣及び関係各所と調整を行ってください
- エ 次の関係法令をよく確認してください。
- ・ 建築基準法及び横浜市建築基準条例
 - ・ バリアフリー法及び横浜市福祉のまちづくり条例
 - ・ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(幼保連携型認定こども園は、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例)
 - ・ その他関係法令・指針等(消防法、食品衛生法、横浜市開発事業の調整等に関する条例等)
- オ 当該改修以降、施設の改修等に備えた積み立て等含めた改修計画を検討してください。
- カ 木材の積極的な活用をお願いします。
- 本市では「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき民間建築物の整備主体に対しても木材利用について可能な限り下記の取り組みをお願いします。
- ・ URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunjabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/mokuzai/mokuzaihoushin.html>
- (ア) 木造化
- 施設の設置基準などを考慮して木造化が適当でないと認められる場合を除き、積極的に木造化を検討してください。
- (イ) 木質化
- 市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り行ってください。
- (ウ) 県産木材等の利用
- 木造化及び内装等の木質化に当たっては、可能な限り県産木材及び地域材(関東甲信地方に属する都県及び静岡県で生産された木材)の利用に努めてください。
- ※県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用してください。
- キ 開所前に「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、基準値以下であることを確認してください。(測定対象物質は7項目(ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、パラジクロロベンゼン)とし、保育室や医務室(医務スペースのある事務室含む)、食堂等こどもが長時間滞在する可能性のある居室を対象とします。)
- ク 開所前に飲料水の水質検査を実施し、基準値以下であることを確認してください。
- (測定対象項目は 11 項目(一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度)とします。)
- ケ こどもの人権を守るために、見通しのよい配置計画とすることや施設の状況に応じたパーテーション、簡易更衣室、カメラの設置等の工夫を行ってください。
- コ 設計者の選定は円滑に事業を履行できるように、可能な限り、横浜市の公共施設の設計や補助事業の設計実績がある方としてください。
- サ 補助金事業であることを踏まえ、補助対象工事費の著しい増加を伴う華美な設計等とならないように留意してください。

(2) 工事の契約等について

ア 原則、工事の予定価格が1,000万円超の場合は市内事業者による入札、1,000万円以下の場合は市内事業者3者以上による見積り合わせになります。

入札の場合は、原則、8者以上の指名競争入札により2者以上が入札に参加することを条件とします。

イ 自己所有の場合は国へ申請を行うため3者分の見積りが必要になります。

ウ 入札は、建築確認済証交付後及び実施設計審査の終了後に実施してください。なお、横浜市の審査を受けた設計内訳書の工事価格が予定価格となりますのでご承知おきください。

(3) 遵守事項

ア 事業計画書の内容のとおり、事業を進めること。また、当該事業募集要項で提示した内容を遵守すること。

なお、事業推進にあたって、疑義及び事業計画に変更が生じる見込みのある場合は、あらかじめ横浜市と協議すること。

イ 補助金交付申請の際に、事業申請時の計画通りに定員変更の認可変更手続きを行うこと。

ウ 本事業によって増加させた1,2歳児定員を減少させた際には、補助金の返還が必要となる場合があること。

エ 採択後の近隣住民及び保護者対応については、法人が責任を持って対応すること。また、採択後速やかに事業計画及び工事概要等を近隣住民等に説明し、指定の様式で市に報告すること。

オ 安定した保育を提供するため、職員の配置換えについては、特段の理由がない限り短期間での異動は行わないよう努めること。

カ 施設長及び職員等の給与については、適正な給与水準を維持すること。また、施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図り、設定すること。

キ 法人・施設の会計処理を適正に処理すること。

ク 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。

ケ 開所後に施設運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応すること。

コ その他、横浜市が求めることに対して、協議に応じること。

4 スケジュール(例:自己所有物件の場合)

施設が自己所有物件の場合、国に補助金の申請をする都合上、令和7年1月24日(金)までに三者見積を徴収し、横浜市へ提出する必要があります。下記スケジュールを参考にしてください。

なお、予算の範囲内で補助決定を行うため、予算上限に達した場合には、途中で募集を停止する可能性があります。

工期は週休二日を前提とした実工期の算出に加え、準備期間及び後片付け期間を考慮するなど、適切に設定を行ってください。

先行募集(令和6年12月2日から12月27日までの申請)

	事業者(申請者)	横浜市
申請前	改修内容の検討 →	随時相談受付
12月2日～ 12月27日まで	事前協議書提出 →	受付 ・工事内容及び金額の確認 ・現地確認 等
～1月24日まで	三者見積提出(※1) →	国へ事前協議書の提出(※2)
4月頃	受領 ←	国庫補助金の内示(※2) 採択通知
4～6月	設計図書の作成、提出 補助金交付申請 → 入札若しくは見積合わせの実施 及び結果の報告 ←	実施設計審査 交付決定通知 入札・見積合わせ内容を確認
7月～順次	工事契約 工事着手	
12月末まで	定員変更の認可変更届の提出 →	受領・手続き
令和8年2月27日まで	工事完了(※3) 完了検査、実績報告	
令和8年3月以降順次	請求書の提出 ←	補助金額確定通知 支払い →
令和8年度以降	仕入控除税額報告書	

※1:見積書について

見積書の作成にあたっては、別添の事業申請書にあります、見積書の例を参照ください。

※2:国への事前協議について

例年、1月下旬が国への事前協議書の提出期限であり、令和7年4月頃に国庫補助金が内示される見込みですが、国からは次年度のスケジュールが発表されていないため、時期が変更になる可能性があります。

※3:工事完了について

令和8年2月27日までに本市の完了検査を実施してください(厳守)。

契約した工事は、令和8年2月27日までに完了検査を実施できるよう工事を完了してください。契約した工事とは、補助対象外の工事も含みます。契約した全ての工事が完了しない場合は、補助金の交付ができません。補助対象工事と補助金対象外工事の工期が異なる場合は、契約を分けるなど整理した上で申請してください。

なお、契約にあたっては、市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて実施してください。

5 申請方法

(1)事前協議書の提出について

ア 募集期間

令和6年12月2日(月)～12月27日(金)

予算の範囲内で補助決定を行うため、予算上限に達した場合には、途中で募集を停止する可能性があります。

※申請を希望される場合は、必ず事前相談にお越してください。

※来庁される際は、電話でのご予約をお願いいたします。

※ 6 問い合わせ先を御確認ください。

イ 事前相談について

事前相談の際に必要な書類

・改修を計画している保育所の配置図、平面図(現況図及び改修予定図)

ウ 提出方法

- (ア) 原則として電子データでご提出ください。
- (イ) 添付ファイルの名称は様式－添付書類一覧の通りとしてください。
- (ウ) 容量の大きい(7MB以上)のデータをご提出していただく場合には、複数回に分けてお送りいただくか、大容量ファイル転送サービスをご案内しますのでメールでご連絡ください。
- (エ) 提出先メールアドレス:kd-koseibi@city.yokohama.lg.jp

様式は、必ず最新のものを使用し、以下のとおり送付をお願いします。

- ・件名:「【提出】令和7年度内装等リフォーム事業 事前協議書提出(〇〇法人名)」
- ・書類番号と書類の種別が分かるようにタイトルをつけてください。

例:「01_直近6か年の法人立入検査の状況」「02_役員名簿」「07_開所までのスケジュール」

事前協議書等の様式は、横浜市こども青少年局のホームページの「認可保育所等の整備」「内装等リフォーム事業」の項目からダウンロードしてください。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/kizonkai/syu/>)

(2)補助対象法人の決定について

予算の範囲内で決定をするため、予算上限に達した場合には、時期内ごとに次の順で決定を行います。

- ア 1・2歳児定員の増加数がより多い施設
- イ 過去3年間の1・2歳児の入所率及び全体の入所率がより高い施設

(3)その他

- ア 申請に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。
- イ 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。
- ウ 財産処分の制限については、横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱第 17 条及び横浜市認定こども園内装整備費補助金交付要綱第 17 条をご確認ください。
- エ 工事の請負は横浜市補助金等の交付に関する規則に定めるとおりとします。また、入札にあたっては民間児童福祉施設建設費等整備に係る契約指導要綱に定める方法によります。
- オ 入札にあたっては透明性等を確保するため、法人の役員等と特別の関係がある業者を選定しないでください。
- カ 工事等の前払い、部分払いの有無などの支払い条件にあたっては、指名通知書や現場説明書等に明記してください。なお、支払い割合、支払い時期については、入札後、工事契約事業者と協議して決定し契約書を作成してください。
- キ 整備後に補助金の対象となった個所の取り壊し又は加算を受けた事業の廃止等を行った際は、経過年数によって補助金の返還が必要になる場合があります。

6 問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

お問い合わせいただく内容により、下記担当までご連絡ください。

■ 事前相談の予約、施設設備基準・申請手続等 に関する事

【担当窓口】 横浜市子ども青少年局 子ども施設整備課

【電話番号】 045-671-4146

【Eメール】 kd-koseibi@city.yokohama.lg.jp

【担 当】 子ども施設整備課既存活用担当

■ 整備が必要な地域・各区の保育ニーズ に関する事

【担当窓口】 横浜市子ども青少年局 保育対策課

【電話番号】 045-671-4469

【Eメール】 kd-hoikutaisaku@city.yokohama.lg.jp

【担 当 者】 吉村、渡部

(2) 参考

ア 「保育所整備の手引き」

イ 「認定子ども園整備の手引き」

ウ 「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」

エ 「契約の手引き」

オ 「施設整備監査の手引き」